

むつ市議会第261回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和6年9月19日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 第2 議案第57号 むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第58号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第59号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第60号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第61号 財産の取得について
(移動式トイレ「トイレカー」を、むつ市役所本庁舎及び各分庁舎に配備するためのもの)
- 第7 議案第62号 財産の取得について
(むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 議案第63号 財産の取得について
(むつ市役所本庁舎配備の小形ロータリ除雪車を、除雪ドーザに更新するためのもの)
- 第9 議案第64号 字の区域の変更について
- 第10 議案第65号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第67号 令和6年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第13 議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第71号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第19 議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算
- 第20 議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第21 議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算
- 第22 議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【報告に対する質疑】

- 第23 報告第18号 令和5年度むつ市健全化判断比率について
- 第24 報告第19号 令和5年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管理者	吉田和久	代監査委員	齊藤秀人
総務部長	吉田由佳子	総務部 総務推進	藤島純
総務部 危機管理	畑山勝利	政策推進 部長	角本力
財務部長	松谷勇	市民生活 部長	石橋秀治
健康福祉 部長	斉藤洋一	健づく 推進	畑中美雅
子ども みどり smile koffice にり所	菅原典子	産業政策 部長	伊藤大治郎
都市整備 部長	木下尚一郎	建設技術 部長	小笠原洋一
川内庁舎 舎長	杉山郷史	会管 理計者	中村智郎

選挙管理委員会 事務局長	野坂武史	監査委員局長	小田晃廣
農委事務局長 農委事務局長 農委事務局長	立花一雄	教育部長	福山洋司
教委事務局長 教委事務局長 教委事務局長	畑中涉	水道長 下水道部長 上下水道部長	中村久
畑庁舎長 畑庁舎長 畑庁舎長	松本邦博	野所澤長 野所澤長 野所澤長	山崎拓也
総務部長 総務部長 総務部長	立花幸一	協産副 協産副 協産副	鈴木明人
総務主任 総務主任 総務主任	佐々木大	協産副 協産副 協産副	菊池亘

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	石田隆司
主任幹事	澁川紋子	主任幹事	畑中佳奈
主任査査	瀬角朋也		浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、9月10日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、7月2日から5日まで実施した民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配信しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第22 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第1 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例から、日程第22 議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例までの22件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会におけ

る審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第56号につきましては、委員2名より反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか4議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてであります。理事者側から、市の機関等に係る行政手続等について、書面に加えオンラインによる申請ができるようにするための条例であり、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、国の方針では今後行政手続等をデジタルに一本化するという方向と認識しているが、市の見解について質疑があり、理事者側から、市としては書面による申請、届出等に加えて、オンライン申請にしたいと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、条例第1条の「行政運営

の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り」並びに「市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与する」という部分の具体的な内容について質疑があり、理事者側から、市では令和3年からスマートフォンやパソコン等から申請、届出等ができるサービスを活用しており、そのサービスを使い、今後オンライン申請、届出等を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、第1条に「社会経済活動の円滑化」とあるが、この条例によってなぜ社会経済活動の円滑化が図られるのかとの質疑があり、理事者側から、デジタル化が進む社会の中で、市役所への来庁が不要となる手続を進めていくという意味合いがあり、この条例を制定することで、個人の時間を有効に使っていただけると考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、当該条例を制定することによって影響を受ける条例は何件想定しているのかとの質疑があり、理事者側から、条例の件数については把握していないが、現状の申請手続等に関しては、オンラインで申請手続が可能となるように、それぞれの部署に提示していきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、条例案の中で、「規則等」とあるが、規則のほかに具体的に何を想定しているのかとの質疑があり、理事者側から、セキュリティポリシー等を想定しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、条文をもう少し精査すべきところがあり、改めて条例を作る必要があると思うが、市の見解について質疑があり、理事者側から、条文の詳細については、市の法規担当の審査を受けており、全国的に使われているものであると理解しているとの答弁がありました。

次に、議案第57号 むつ市地方活力向上地域に

係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用となる対象資産に、新たに特定業務施設の新設に合わせて整備された従業員の児童に係る保育所等の児童福祉施設を追加するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第60号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、消防団の消防力の維持及び多様化する災害への対応力強化を図るため、消防団の組織の体制を見直し、団員の定年及び定員を改めるほか、機能別消防団員の導入に係る所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、団員の定員を減とした積算根拠及び減とした人数で現在の団数の維持が可能なのかとの質疑があり、理事者側から、平成17年から令和6年までの人口減少率等を考慮して1,065名としたもので、令和6年5月現在の団員数は798名だが、定員減による消防団活動については支障ないものと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、団員数の減少等により分団が統合した事例について質疑があり、理事者側から、大畑消防団の第4分団及び第8分団並びに川内消防団の第11分団及び第13分団がそれぞれ統合したとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、機能別消防団員の採用基準について質疑があり、理事者側から、機能別消防団員は防災に対する知識を持った定年後の消防団員及び在職5年以上の消防職員をメインとし、加えて市内在住で18歳以上の学生団員という2本立てで考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、報酬を増額して団員数を

増員する検討はしなかったのかとの質疑があり、理事者側から、報酬については令和5年4月の増額改定により全国水準と大差ない金額となっており、さらに災害等に出動した場合に出動報酬8,000円が年額報酬のほかに支払われることとなっていることから団員の処遇については満たしていると考えとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、機能別消防団員の報酬を年額報酬にしている県内他自治体がある中、日額報酬とした理由について質疑があり、理事者側から、市における機能別消防団員は、直接の現場活動や年を通しての活動を強制するものではなく、自分の可能な時間に活動をしていただく形とし、日額報酬にした方が団員の方も活動しやすくなるのではないかという考えによるものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、第6条第2項ただし書の「任命権者が特に認めるとき」とは、どのような場合を想定しているのかとの質疑があり、理事者側から、例えば、近隣市町村に在住の方で市内の勤務地で活動されている方や、出稼ぎなどで何年も市内に居住記録がない方が該当するものと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、機能別消防団員として現場に従事する際の招集方法について質疑があり、理事者側から、まず入団時に所属を決めていただき、その所属する団長の指揮のもと行動していただければと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第61号 財産の取得についてであります。理事者側から、移動式トイレ「トイレカー」を、むつ市役所本庁舎及び各分庁舎に配備するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、1台当たりの使用回数及び使用後の処理方法について質疑があり、理事者側から、使用回数は平均値で概ね120回であり、処理については基本的にし尿処理センターでの処

理又はバキュームカーでの収集を考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、仕様にあるIoTシステム及びトイレの電源について質疑があり、理事者側から、IoTシステムは車内に専用のタブレットが付属されており、使用人数と使用水量、タンクの貯水量等がタブレットで確認できるシステムであり、トイレの電源については、トイレ自体に電源等は使用しないが、室内が狭小であることから臭い等の問題があるため、エアコンと換気扇にソーラーシステムと外部電源を併用した電源を使用するとの答弁がありました。

また、別の委員から、トイレカーの災害時以外の活用及び保管方法について質疑があり、理事者側から、緊急時の出動を大前提としているので、貸し出す場合は市が主催のイベント等が限度と考えており、保管方法については未定だが、直射日光等を避けるなど、適切な保管方法をこれから構築していくとの答弁がありました。

次に、議案第64号 字の区域の変更についてであります。理事者側から、青森県が実施する砂防事業に伴い、施工予定の区域の一部が国有林となっていることから、農林水産省から青森県に国有林地の売払いをするに当たり、農林水産省が土地の表題登記を行う必要があることから、同区域を大字大平字荒川に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託さ

れました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第59号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴い、本条例で引用する条項が移動したため改正するほか、所要の条文整理をするものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第62号及び議案第63号 財産の取得についてであります。理事者側から、除雪ドーザ11t級の取得については、大畑庁舎に配備している同等のものが取得後29年を経過し、老朽化が著しいことから更新するもので、日本キャタピラー合同会社むつ営業所が税込み1,974万5,000円で落札し、仮契約に至っている。また、除雪ドーザ14t級の取得については、本庁舎に配備している小形ロータリ除雪車が取得後13年ではあるが、故障が多く、稼働できない状態であったため、総合的に勘案し、機種転換して購入するもので、コマツカスタマーサポート株式会社東北カンパニー建機むつ支店が税込み2,222万円で落札し、仮契約に至っている。これらの重機は納入まで1年以上を要することから、債務負担行為を設定しており、令和7年度の納入予定であるとの説明がございました。

これに対し委員から、老朽化に伴う今後の更新

計画及び現在使用している除雪ドーザの処分方法について質疑があり、理事者側から、国の交付金や有利な起債を活用しながら、1年当たり2台程度の更新を考えている。また、これまでは更新前の重機は更新時に下取りに出していたが、今後は売却も検討していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、まだ使用期間の短い小形ロータリ除雪車を除雪ドーザに更新する理由について質疑があり、理事者側から、使用期間は13年であったが、故障が多く、修繕費がかさんでいたため今回の更新の対象としたもので、昨年度は当該小形ロータリ除雪車が故障のため稼働できなかった中で歩道除雪の対応ができたことから、道路除雪の効率を考慮し、除雪ドーザに更新するものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、更新の対象である小形ロータリ除雪車の使用期間が短いこと及び故障が多いことへの見解について質疑があり、理事者側から、除雪ドーザについては20年を超えて更新しているが、小形ロータリ除雪車は、ほかの重機と比べて少し早く、概ね15年から16年ほどで更新している。シーズン前にメンテナンスをしているが、故障が多いという結果になったとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。
民生福祉常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第65号及び議案第78号につきましては、それぞれ委員1名より反対討論がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか2議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第58号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、スキー場の利用促進を図るため、中学生以下のスキーリフト使用料を無料とし、シーズン券において、大人区分の使用料を3万3,940円から5,340円減額の2万8,600円とし、シルバー区分の使用料を2万2,630円から2,830円減額の1万9,800円とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、過去5年間の営業日数の実績について質疑があり、理事者側から、令和元年度が20日、令和2年度が69日、令和3年度が84日、令和4年度が80日、令和5年度が43日であり、令和5年度の営業日数の減少は、暖冬による少雪が影響したとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、今後も少雪により営業日数の減少が想定されることから、対策の検討状況について質疑があり、理事者側から、ほかのスキー場では人工降雪機を導入している事例もあるが、対策については、今後の検討課題であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、冬期間以外のリフトの活用について質疑があり、理事者側から、積雪がない状況でリフトを稼働するためには改修及び索道事業許可の変更等が必要であることから、冬期間以外の活用はしていないとの答弁がありました。

また、別の委員から、本条例による効果の検証

方法について質疑があり、理事者側から、リフトの利用者数による比較のほか、アンケートによる状況把握等を検討しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、利用促進という部分において、特定の人の利用回数の増加ではなく、新規の利用者が増加するよう期待しているとの意見がありました。

次に、議案第65号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。理事者側から、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴い、後期高齢者医療広域連合で定める各市町村において行う事務の規定について、被保険者証及び資格証明書を資格確認書に改めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、後期高齢者においてマイナンバーカードを健康保険証として利用登録している人の割合及び利用者の割合について質疑があり、理事者側から、令和6年5月現在、被保険者数9,529人中、登録者数5,870人となっており、登録率は61.6%、利用率は2.01%となっているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、当市におけるマイナ保険証によるトラブルの有無について質疑があり、理事者側から、現時点でトラブル等は伺っていないとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行すること及びマイナンバーカードと健康保険証等の紐付けによるトラブル等への懸念から反対であるとの討論がありました。

次に、議案第67号 令和6年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護給付費負担金等の精算により、国、県等への返還金が生じたことに伴い1億7,764万

8,000円を増額補正するものであり、補正後の歳入歳出予算総額は68億688万円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、介護保険特別会計が市の財政に与える影響について質疑があり、理事者側から、介護保険特別会計は、原資を保険料、国、県、市による負担金で成り立っており、基金残高もあることから一般会計に与える影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基づく被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定の改正並びに附則に施行期日及び経過措置について規定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、国民健康保険被保険者においてマイナンバーカードを健康保険証として利用登録している人の割合及び利用者の割合について質疑があり、理事者側から、令和6年5月現在、被保険者数1万617人中、登録者数7,476人となっており、登録率は70.42%、利用率は4.96%となっているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行すること及びマイナンバーカードと健康保険証等の紐付けによるトラブル等への懸念から反対であるとの討論がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 決算審査特別委員会に付託されました、議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月11日及び12日に、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第71号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算、議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算については、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わ

ります。

○議長（富岡幸夫） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました22議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第56号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についての反対討論を行います。

本条例の根本に自治体DXの考え方があると考

えています。自治体DXの取組として、マイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化、キャッシュレス決済の導入、データの様式の統一化などを図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通の促進をすること、多様な主体との連携により民間のデジタルビジネスなど新たな価値が創出される等があります。

しかし、行政のデジタル化は、国民、市民が今切実な課題として望んでいることではないというふうに思っています。上から強権的に押し進められているとしか思えません。

行政のデジタル化を進めれば、少子高齢化や人口減少など地方の様々な問題が解決されるのか、持続可能な社会の実現に欠かせない取組だというのは、私は錯覚に基づいていると言わざるを得ません。デジタル化でこの問題が本当に解決できるのでしょうか。

本条例案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法に基づく条例ですから、国会で問題になった点や附帯決議で指摘された問題点を中心に、まずは述べたいと思います。

地方公共団体がデジタルディバイド、いわゆる情報格差ですね、対策を取ることが求められています。情報格差は個人間、集団間における格差、地域間における格差、国際間における格差の大まかに3種類に分類できますが、特に今身近な問題となるのが性別、年齢、学歴、収入など、身体的、社会的条件の違いによって格差が生じることです。また、過疎、山間地域における問題も重要です。

経済的事情によりパソコンやスマートフォン等の情報通信機器を所有していない人も情報通信技術の便益を享受できるよう、必要な施策を講じることは自治体には求められることですが、パソコンやスマートフォンを持っていない人、有効に使

えていない人、そもそも有効に使えない人がたくさん存在します。情報通信技術の利用の能力等における格差の是正を図る必要があります。

各種講座を開くことは否定しませんが、むつ市で端末を購入する初期費用の補助を受けるためにマイナンバーカードを取得しなければならないことは、マイナンバーカードの取得率向上のための手段にされていると言わざるを得ません。

地方公共団体の業務において、窓口における対面が市民と接する重要な業務であることに鑑みると、その機能が損なわれないように配慮することとされていますが、デジタル化を上から強引に推し進めている現在、本当に窓口業務が市民にとっても、職員の負担の面でも、質が向上していると言えるのでしょうか。

行政の簡素化及び効率化により、職員の事務負担が軽減されるよう配慮し、行政の質の向上を図るものとなるよう配慮することとされていますが、職員の事務負担は本当に減っているのでしょうか。私は増えているような気がしています。そして、大きな混乱が生じているのではないのでしょうか。

デジタル手続の優先的取扱い、優遇措置を講ずることによって、今までの手法で行政手続をする市民に不利益をもたらすことになるおそれがあるとともに、マイナンバーカード取得の押しつけ、スマートフォン等の取得、使用の押しつけの手段としての役割を果たしていると言わざるを得ません。

条例の目的が曖昧であります。目的に合った内容になっていません。いま一度立ち止まって考え直すべきだと考えています。

情報通信技術を利用する方法での手続に必要な事項を定めることによって、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図り、もっ

て市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することが目的とされていますが、問題点を幾つか指摘したいと思います。

手続に係る関係者、この範囲が曖昧であります。市民のための行政運営の簡素化、効率化が図られるのか疑問である。効率化による職員の削減、窓口業務の質の低下が懸念される。社会経済活動の円滑化がどういうものか、具体的に示されていません。オンライン手続をすることで、市民全体にとってどれほど市民生活が向上するのか、今のところ疑問です。

地域経済の健全な発展に寄与するとしているが、オンライン手続をすることで地域経済の健全な発展にどのように寄与できるのか、どうつながるのか、条例案には具体的な記述がありませんし、全く見えてきません。

以上のことから、一度立ち止まって慎重に考え直すべきではないでしょうか。

以上で反対討論を終わります。

○議長（富岡幸夫） 次に、9番富岡直哉議員。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

コロナ禍以降、デジタル化のスピードは急速に進み、これに対応できないデジタル弱者が取り残されているのではないかという懸念の声が聞かれるのは事実であります。しかし、一方でデジタルネイティブと言われる若い世代の方々は、スマートフォンやパソコンをはじめとするデジタル技術を活用し、24時間、いつでも、どこからでも、それぞれのタイミングで利用可能なオンライン申請や届出等の行政手続を望んでいる方も多く見られます。

本案は、これまでどおり書面での行政手続ができるという選択肢は残しつつ、オンラインでも行

政手続が可能になるものであると理解をしております。

市役所へ行かなくても手続ができるということは、窓口対応の時間が削減され、新たに生まれた時間はデジタル弱者へ、これまで以上に丁寧に対応することが可能になるものと考えます。

このようなことから、デジタル技術を活用できない方々にもデジタル化のメリットを享受できる条例であると考え、本案に賛成いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 次に、1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） 議案第56号 むつ市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について反対討論をいたします。

本条例案に反対する理由は、大きく3点あります。

1点目は、条例の目的が不明確であることです。まず、提案理由においては、行政手続に係る関係者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化を図ることで市民生活の向上に寄与することが目的とされております。

一方で、本条例案の第1条では、情報システムの整備と情報通信技術の利用のための能力または利用の機会における格差の是正と、情報通信技術を利用する手続の3つの事柄を行うために必要な事項を定めることで、関係者の利便性向上と行政運営の簡素化及び効率化と、社会経済活動の円滑化を図り、そのことにより市民生活の向上と、地域経済の健全な発展に寄与することが目的とされています。

この時点で提案理由と条文との内容が大きく乖離しています。そして、本来の目的は何なのか、極めて不鮮明です。

また、行政手続のオンライン化が、なぜ地域経済の健全な発展に寄与するのか、行政手続のオン

ライン化により、なぜ地域経済活動の円滑化が図られるのか、論理的な説明はなく、疑問が残ります。

加えて、第1条の冒頭にある情報システムの整備については、本条例案の中に対応する条文がありません。条例の目的の条文で触れておきながら、一切言及がないことは甚だ不自然です。目的は、条例そのものの存在意義です。この条例により何を成し遂げるのか、そのことが目的として分かりやすく記されているべきです。

条文を美辞麗句で取り繕うことに意味はありません。むしろ目的の曖昧さは、予期せぬ失敗につながるリスクさえあります。

このように、目的を1つ取っても、本条例案は再度精査すべきであると考えます。

2点目は、本条例案が透明性に欠けていることです。本条例案は、市役所における様々な行政手続のデジタル化を可能とするものですが、具体的にどの条例のどの手続に適用されるのか、事前の想定はなされておらず、総務教育常任委員会にも示されておりません。事前の想定がなされていないということは、リスクに対する事前の検討もなされていないことと同じだと考えます。

影響を受ける条例や手続を列挙し、市民に分かるように可視化するなど、再検討の余地があると考えます。

また、本条例案には「規則等」という表現が何度も使われています。ですが、この「規則等」について、規則以外にどのようなものを指すのか、具体的な想定がなされていません。仮に規則以外の市の内規で手続を規定することになれば、内規は市のホームページで公開されないため、市民の監視を逃れ、恣意的な運用につながるおそれもあります。

さきの常任委員会では、この「等」がセキュリティポリシーを指すとの説明がありましたが、

むつ市電子自治体推進会議が作成したむつ市情報セキュリティポリシーによれば、セキュリティポリシーとは、市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書であり、おのこの行政手続について言及する類いの文章では、本来ありません。

横浜市や神戸市をはじめ多くの自治体が「規則等」ではなく、明確に「規則」と記しています。規則以外に具体的な想定がないのであれば、条例案には「規則等」ではなく「規則」と明記すべきです。したがって、この点についても再検討する余地があると考えます。

加えて、本条例案が参考としている福岡市をはじめ他の多くの自治体では、オンライン手続の状況の公表を条例で規定しています。行政手続のデジタル化は、全国的にもまだ始まったばかりです。その利用状況を市民に公表し、行政の透明化を図ることは決して無駄なことではないと思います。多くの自治体がこの状況の公表を規定していることを鑑みれば、当市においても、本当に不要であるのか、改めて検討されるべきではないかと考えます。

3点目は、文章の細部に至るまで十分な検討がなされたとは認め難いことです。例えば本条例案第3条第2項では、「条例等の規定に規定する方法」、第4条第1項では、「規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織」、第8条では、「他の条例等の規定において当該申請等の際に添付することが規定されているもの」と、1つの文章の中に同じ単語が繰り返し使われており、全体として分かりづらい文章になっています。このようなことから、本条例案は、その細部にまで必要な検討が加えられたとは言えなく、したがって全体を通して十分に精査されたものとは認められないものと考えます。

この分かりづらさは、誤解釈、ひいては恣意的で都合のいい解釈につながりかねないと危惧するものです。

行政手続のデジタル化という趣旨に異論はありません。しかしながら、市が立法する条例として位置づけるには精査が不十分であり、拙速である印象は否めません。よって、本条例案に反対いたします。

繰り返しになりますが、本条例案については、他のどの条例、どの手続に対し適用されるのか、具体的な想定はなされておりません。これは、言い換えれば、現在行われている窓口での手続の中で、早急にデジタル化しなければいけない手続はないということです。したがって、本条例案は今定例会において急ぎ成立させる必要はありません。

ゆえに一度差し戻し、十分に精査し直した上で、次回以降の定例会において改めて審査すべきであると考えます。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第56号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第57号 むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第58号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第58号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第59号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第60号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第61号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、移動式トイレ「トイレカー」を、むつ市役所本庁舎及び各分庁舎に配備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第62号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第62号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第63号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所本庁舎配備の小形ロータリ除雪車を、除雪ドーザに更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第64号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第64号 字の区域の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第65号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党、工藤祥子です。議案第65号 青森県後期高齢者医療広域連合規約

の変更について反対討論いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が制定され、施行期日である令和6年12月2日以降は被保険者証が発行されなくなろうとしています。これに伴って、後期高齢者医療広域連合規約が変更され、後期高齢者医療被保険証も廃止されるという議案です。

本来任意のはずのマイナンバーカード取得を事実上強制することとなる現行保険証の廃止は、あまりに乱暴です。

新聞報道によれば、全国の医療機関で患者がマイナ保険証を利用した割合は、昨年6月で5.58%、今年6月になっても9.90%です。むつ市では、今年5月では、後期高齢者のマイナ保険証の取得率は61.6%ですが、利用率は2.01%という数値であるとお聞きしました。

システム不具合で医療費10割を請求されたりなどの様々なトラブルが続出していること、その上個人情報漏えいの不安も高まっています。青森県地元紙でも、人々の生活に大きな影響を及ぼす制度変更はじっくり丁寧に進めるべきと社説で書いておりました。

一度立ち止まるべきとの声も上がっているこの移行に反対いたします。

○議長（富岡幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第65号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者3人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第67号 令和6年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可いたします。3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決

算についての反対討論を行います。

令和5年度の原子力施設に係る交付金は19億7,190万円であり、依存財源に対する割合は6.3%、歳入総額に対する割合は4.5%です。原発、核燃料サイクルを推進することで交付金を受け取ることは反対します。

むつ市総合経営計画に一次産業が市の基幹産業だと位置づけられていますが、農家の経営体数は激減の様相を呈しています。農業は国民、市民を守るための最大の安全保障です。今最も大切なことは、スマート農業だけではなく、経営体を維持していけるだけの価格保証や所得補償です。市としてできる限りの対策を早急にするべきです。そのためには、人的にも、予算規模においても、基幹産業として保護し、支援して、産業基盤を強化し、成長させるものにしていかなければなりません。決算はその役割を果たしていないと言わざるを得ません。

マイナンバーカード取得を高齢者無料乗車証の条件とすることは、マイナンバー法の趣旨に反しており、高齢者の行政サービスの公平性を損ねていると言わざるを得ません。マイナンバーカードの取得が任意であるにもかかわらず、取得しない人、したくない人を排除することになっていることは、受け入れることができません。全ての希望する高齢者に無料乗車証を交付すべきです。

以上、反対討論とします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第68号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、

議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第69号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第70号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第71号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第71号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第72号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第73号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第74号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第76号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第78号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可いたします。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第78号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対して反対討論を行います。

現行の健康保険証等の存続を求める意見書が全国で191の地方議会で可決され、国に提出したと公表されています。今年8月6日の集計です。青森県内でも191の中、5つの議会決議が出されています。

健康保険証の廃止をしないように求める意見書の1つ、五所川原市、今年3月の定例会、つがる市、今年6月の定例会、鱈ヶ沢町議会、昨年12月の定例会、深浦町議会、今年3月の定例会、この4自治体です。青森市議会は、マイナ保険証に対

する国民の不安が払拭されるまで廃止を行わず、現行の健康保険証を存続するよう強く求めるという内容の意見書が可決されています。

マイナ保険証に対する様々なトラブル、個人情報保護の不安等、様々なことが問題となっている状況で、今年12月2日以降、保険証を発行しないとの国の強行は、国民の声、医療機関等の声を聞く姿勢に欠けています。

現行の健康保険証の存続を求めるという各地の地方議会の動きを重く受け止めながら、反対討論といたします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第78号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第23～日程第24 報告に対する 質疑

◇報告第18号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第23 報告第18号 令和5年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で報告第18号の質疑を終わります。

報告第18号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第19号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第24 報告第19号 令和5年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で報告第19号の質疑を終わります。

報告第19号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第261回定例会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会